

平成26年7月

糸田町農業委員会議事録

平成26年7月24日

平成26年7月24日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成26年7月24日(木) 午前10時30分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成26年7月24日 午前10時30分

閉会 平成26年7月24日 午後12時15分

1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出欠	
1	選挙 挙	長谷川芳廣	出席	
2	選挙 挙	藤本千鶴子	出席	
3	選挙 挙	藤村幸久	出席	
4	議会推薦	小嶋康子	出席	
5	農業協同組合推薦	植田芳滋子	出席	
6	選挙 挙	松下順一	出席	
7	選挙 挙	藤村栄之助	出席	
8	議会推薦	早麻章三	出席	
9	選挙 挙	田中力	出席	
10	選挙 挙	前田勝美	出席	
11	選挙 挙	廣房徳保	出席	
12	議会推薦	谷口健次郎	出席	
13	選挙 挙	廣房達生	出席	
14	選挙 挙	廣末勝彦	出席	
15	選挙 挙	松岡忠文	出席	
16	農業共済組合推薦	森下慶治	出席	

1 議長名は次のとおりである。

会 長 森 下 慶 治 (委員会中に選出)

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 山 崎 毅

農業委員会事務局 田 平 和 郎

農業委員会事務局 熊 谷 直 子

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

・会長の選出について

・会長の職務代理について

・議席の決定について

・議会員の選出について

・各種委員の選出について

・ 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

・ 報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 報告第 1 2 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 報告第 1 3 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 報告第 1 6 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請について

・ 審議第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 議事録署名委員の氏名

1 番委員 長谷川 芳廣

2 番委員 藤本 千鶴子

1 議事経過は次のとおりです。

事務局長 皆さんこんにちは。
ただ今より、第一回農業委員会を開催致します。
早速ですが、委員さんと事務局の自己紹介を行います。
まずは委員さんからです。

委員の方々自己紹介

事務局自己紹介

事務局長 本委員会は農業委員会改選後、はじめてですのでまだ会長が決ま
っていません。仮会長選出を行いたいと思います。議会では議長が選出さ
れるまでの間は、107条に従いまして出席議員の中から年長の議員さん
が仮の議長になるとなっています。本委員会も議会に準じまして、その
ようにしたいと思いますがいかがでしょうか？

委員の方々 はい。

事務局長 それでは、議長の早麻委員さんお願いします。

早麻委員 ただいま紹介されました早麻です。皆様のご賛同頂きましたので仮
会長の職務を行います。どうぞ宜しくお願いいたします。
農業委員会会長選出について農業委員会等に関する法律について第5
条2、会長は委員が互選したのもをもって充てるとなっていますが意見
はございませんか？

委員の方々 はい。

廣房委員 私は長谷川芳廣委員を会長の経験もあるので、今の糸田の農業の基礎を
築いてくれた人でありますので、それだけの実力やリーダーシップがあ
ると思うので、長谷川委員を推薦します。

早麻委員 廣房委員から長谷川委員の推薦があがっていますが他にありますか？

- 谷口委員 私は森下委員を推薦します。
- 早麻委員 谷口委員から森下委員への推薦がありました。
- 松下委員 私も森下委員を推薦します。
- 早麻委員 他にありますか？
では、今、長谷川委員と森下委員の二名の名前があがりましたので無記名による投票を準備整い次第行います。
- 事務局長 推薦された方の意思確認だけ行います。
- 早麻委員 では、長谷川委員さんから意思確認をお願いします。
- 長谷川委員 廣房さんから推薦がありまして糸田の一番大きな農家の方から推薦を頂きましたので私も年は年ですが、一緒に農業していますので推薦を素直に受けさせて頂きます。宜しくお願いします。
- 早麻委員 では、森下委員。
- 森下委員 私であれば受けさせて頂きたいと思います。
- 早麻委員 お二人とも当選すれば農業委員会会長を受けるということです。
では、休会にします。
- 一次休会
- 早麻委員 開会致します。
無記名投票を行います。事務局をお願いします。
- 事務局長 投票を開始したいと思います。
名前を呼び上げるので前に出てきて投票をしてください。
黒板に名前を書きますので投票数を正の字で書いていきます。
- 委員の方々 全員で16名なので8票/8票だったら、どうしますか？

事務局長 くじ引きで決選と投票とします。
書いた人から箱に入れていきましょうか

投票中

早麻委員 開票を行いたい方はいますか？
居ないようですので
一列目におります藤村委員さんに開票をお願いします。

藤村委員 <開票中>白票一枚あり
開票結果以上です。
長谷川委員 7票
森下委員 8票
白票 1名
以上です。

早麻委員 ありがとうございます。
それでは、ただ今の投票結果です。
長谷川委員 7票
森下委員 8票
白票 1票

皆様のご賛同を得ましたので会長は森下委員に決定します。
皆様のご協力のおかげで滞りなく進行できました。
これで仮会長を下ろさせていただきます。

事務局長 それでは会長前に出てきてください。

会 長 ご紹介にあずかりました森下です。宜しく申し上げます。
今農業に現状は厳しい情勢の中で農業改革は示されています。
さきほど、町長の話がありましたが私も農家で厳しい状況ですが農業委員会
の改革も迫られております。ここ数年ますますの厳しさが予想されます。
そんな中の会長で不安ですが皆様のご支援・ご協力におきまして
大役を果たしていきたいと思っておりますので宜しく申し上げます。

では議事を進めさせていただきます。
副会長のご審議をお願いします。

早麻委員 会長の女房役なので会長の一任でどうですか？

会 長 いかがでしょうか？

委員の方々 良いです。

会 長 異議なしですが

委員さん 女性を選ぶ流れがありますがどうですか？前回は女性でした。

会 長 私も女性の参加に賛成です。それも参考にしながら決めさせていただきます。
私は農協の推薦ですので選挙で選ばれた藤本千鶴子さんをお願いしたいと思います。

それで宜しいでしょうか？

委員の方々 拍手。

副会長 初めてで何も解りませんが宜しくをお願いします。

会 長 続きまして議席の決定を進めます。
事務局をお願いします。

事務局長 議席決定の抽選を行います。
出欠表の順番でくじを引いて貰って引いた番号が自分の議席となります。
前田委員さんから…10番
藤村栄之助さんは7番
松下さん6番
廣末さん14番
廣房（徳）委員さん11番
藤村幸久委員さん3番
藤本委員さん2番

廣房達生さん 13 番
松岡委員さん 15 番
長谷川委員さん 1 番
田中委員さん 9 番
植田委員さん 5 番
早麻委員さん 8 番
小嶋委員さん 4 番
谷口委員さん 12 番
会長は一番最後の番号となります。

会 長 議席が決定したので宜しく申し上げます。

事務局長 会議委員の選出ですが農業委員会等に関する法律の第 41 条の第 2 項第 1 号で原則として農業委員会の会長が会議委員になることになっています。以上です。

会 長 ただいま事務局の方でございました説明通りで宜しいでしょうか？

委員の方々 はい。

会 長 続きまして、9 番目の慶弔規定について及び農業委員の報酬について事務局は説明をお願いします。

事務局 慶弔規定について

事務局 農業委員報酬等一覧について

会 長 ただいま、慶弔規定について及び農業委員の報酬について事務局に説明をして頂きました。これについて、ご意見ございましたら。

委 員 異議なし。

会 長 では、この様にしたいと思います。

会 長 続きまして、議案第 6 号の説明をします。
この件でご質問等があればお願いします。

—議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局読上げ

会 長 委員さんの意見をお願いします。

早麻委員 7 月 9 日に申請者と事務局と共に現地を確認しました。現地は三角地で面積は、48 m²であり家庭菜園をすることの問題はありません。

会 長 地元委員さんから補足説明がありましたがこのことについて質問等があればお願い致します。

ありませんか？

無いようですので議案第 6 号は承認することと致します。宜しいでしょうか？

委員の方々 はい。

会 長 次に報告第 11 号～16 号まで一括でお願いします。

—事務局報告第 11 号～16 号まで読上げ

会 長 報告 11 号～16 号まででした。
続きまして審議第 3 号をお願いします。

事務局 審議第 3 号農業経営基盤強化促進法の規定により農業地の利用権設定を受ける者並びに設定をする者の届出がありましたので農業委員会の承認を求めます。

平成 26 年 7 月 24 日糸田町長 伊藤良克。

統括

利用権設定存続期間 2 年 通年 利用権を設定する者 6 人
利用権の設定を受ける者 2 人 面積 23,130 m²

利用権設定存続期間 3 年 通年 利用権を設定する者 2 人
利用権の設定を受ける者 2 人 面積 2,636 m²

利用権設定存続期間 5 年 利用権を設定する者 1 人
利用権の設定を受ける者 1 人 面積 3,736 m²

計

利用権を設定する者 9 人

利用権の設定を受ける者実人数 5 人 面積 29,502 m²

—事務局明細について読上

会 長

事務局より審議第 3 号について説明しましたが、これについてご質問
ありませんか？

無いでしょうか？

無いようですので承認したいと思います。宜しく申し上げます。これ
をもちまして全ての内容が終わりました。

これで第一回目の農業委員会を終わりたいと思います。

平成 26 年 7 月 24 日 午後 12 時 15 分終了